

# 高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度

## ●高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請

高齢者向け優良賃貸住宅は、「高齢者の居住の安全確保に関する法律」において高齢者円滑入居賃貸住宅の登録が義務づけられていますので、事業者は入居者の募集に先立ち、神奈川県知事が指定した登録期間（(社)かながわ住まい・まちづくり協会）に登録の申請をしていただきます。

## ●高齢者円滑入居賃貸住宅とは

この制度は、高齢者であることを理由に入居を拒否することのない賃貸住宅として登録し、その情報を広く提供するしくみです。また、登録をした賃貸住宅は、高齢者居住支援センターと事業者が基本約定を締結することにより、高齢者居住支援センターが行う家賃債務保証制度を利用できます。

※高齢者居住支援センターは、現在、(財)高齢者住宅財団が指定されています。

※家賃債務保証制度を利用するには、入居者は(財)高齢者住宅財団の審査に合格し、一定割合の保証料を負担する必要があります。

※入居者に連帯保証人がいない場合、この制度を利用していただきます。この制度を利用する場合も身元保証人を入居者に求めることができます。